

大規模災害時等における応急対策の円滑化に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県における大規模な災害が発生した場合、又は発生に備え、徳島県（以下「甲」という。）と喜多機械産業株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力し、甲が円滑に応急対策を進めるための業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者等の指定)

第2条 協力要請の手続等を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、年度初め及び変更が生じた場合に、文書で相互に報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 甲による応急対策の実施に際し、乙が協力して行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時において、甲の要請により当該対策を実施する建設会社が保有する機材の修理
- (2) 大規模災害時において、当該対策に使用する資機材を一時仮置きする場所の提供
- (3) 予め平時において、当該対策に従事が見込まれる者への建設機械等の操作講習

(甲の協力要請)

第4条 甲は、甲による応急対策に必要な業務が生じた場合は、乙にその業務に関する協力要請ができるものとする。

2 甲は、建設機械等の操作講習を計画した場合は、乙にその業務に関する協力要請ができるものとする。

(乙の協力実施)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、実施した内容が判る数量等について、甲へ文書をもって報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第3条に定める業務のうち、第2号に要する費用を負担するとともに、第3号に要する費用は、別途定める割合により負担するものとする。

なお、第1号に要する費用については、甲が要請した建設会社が負担するものとする。

2 前項の費用は、平時における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙いずれかからも意思表示がない場合は、同一内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事

後藤 正純

乙 徳島県徳島市庄町三丁目16番地
喜多機械産業株式会社
代表取締役社長